

どんどん集落が元気になっています

日野町地域活動支援交付金

活用してみませんか？

地域活動支援交付金制度は、集落自治の基本である「まずは集まってみましょう」「自分たちで集落について話し合きましょう」という考えから生まれた制度です。

人口減少・少子高齢化が進み、集落活動の減少や、地域の皆さんが集まる機会の減少が進んでいます。そうした中で、今後の集落の維持・存続に向けみんなで話し合い、知恵を出し合うことがとても大事な時期です。

今年度の交付金のメニューは下記のとおりです。がんばる集落、がんばれる集落の皆さんは、目的に合わせぜひ活用し、住みよい集落、住んでよかったと思える集落をつくりましょう。



集

落活性化型

(対象：自治会)

集落活性化型 A

【交付金限度額】

(事業費 10/10)

2万円

【交付対象事業】

集まる機会の創出・つながりと助け合いの強化

例：自治会内で地域住民が親睦や交流を深める目的で行う行事

集落活性化型 B

【交付金限度額】

(事業費 10/10)

【交付対象事業】

まちづくり座談会の開催、
地域課題解決に向けた取り組み

例：まちづくり座談会を開き、集落再生の必要性や先進地の取り組みを学ぶ。自分たちの地域課題を把握し、課題解決に向けた新たな取り組みを行う。

3万円

地

域創造型

(対象：自治会、住民グループなど)

地域資源や歴史・文化伝統行事の保存・活用、他集落や都市部との交流などによる地域活性化のための取り組みを行う団体を支援します。

【交付対象事業】

- ①地域資源を生かした地域づくり活動
- ②歴史、文化伝統行事の保存・活用にかかわる活動
- ③都市部との交流事業、町内他地域との連携による地域活動
- ④地域の防犯、住民同士の支え合いにかかわる活動
- ⑤男女平等参画の推進にかかわる活動

【交付金限度額】

(事業費 1/2)

20万円

問合せ先 / 役場企画政策課 (電話 72-0332)



住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続ける地域を作るために――

NEW! 地域づくり事業推進員について

 地域づくり事業推進員って？



いきいき百歳体操の実施や…



お茶のみサロンの実施など…



自治会長と地域づくり事業推進員が連携し取り組みを行うことで、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができる地域をつくっていくことができます。

▶ 推進員を配置した自治会の取り組み

- ◎ 地域活動支援交付金を活用した地域活動の推進
- ◎ いきいき百歳体操の実施など、高齢者福祉に関する活動の推進
- ◎ 毎年、支え愛マップを更新（作成）し、地域の支え合い活動を推進
- ◎ お茶のみサロンなど、地域住民の集いの場づくりに関する取り組み
- ◎ その他、集落活性化となる取り組み



推進員配置を希望する自治会を募集します

【配置先】 希望する自治会に1人配置

※条件：自治会の総会などで推薦を受けた人とする

【任期】 3年

※年度中途に配置した自治会は3年以内に終了する年度の末日まで

【報酬】 1時間あたり930円

【活動時間】 1カ月あたり35時間以内

【活動報告】 毎月、活動報告を役場企画政策課に提出

※対象となる活動内容は上記の課題解決に資する活動とする

【申込みおよび問合せ先】 役場企画政策課（電話 72-0332）